

# 地域DXの現場から

## 1 山梨中央銀行のDXに対する施策

山梨中央銀行 経営企画部

地方創生推進部

古屋 豪  
岡本 新一



### 一 はじめに

山梨中央銀行は地域の様々なプレイヤーのハブとしての役割を果たし、DXを中心とした新たな価値創出（＝地域DX）を目指し、地域社会課題の解決に向けた取り組みを開始した。

今後、関係部とともに所属の垣根を越えて、多様なプレイヤーとの共感の連鎖から新たなプロジェクト創出に向けた取り組みを加速させる。

山梨県は、富士山や八ヶ岳、南アルプスなどの高い山に囲まれ、すり鉢のような「盆地」と

いわれる地形をしている。高い山が海からの湿った風を遮ってくれるので、一年中雨や雪が少なく、晴れの日が多い気候である。これらの自然が山梨ならではの農産物や特産物をもたらし生活を豊かにしてくれる。

山梨県は日本のほぼ真ん中に位置し、東京都、神奈川県、静岡県、長野県、埼玉県と隣接しており、人口は27市町村に約80万人が暮らしている。

豊かな自然や世界に誇れる多くの地域資源・地域産業を有しており、リニア中央新幹線、中部横断自動車道など高速交通網の整備も予定され、県外からの移住者の増加など、将来の飛躍

的發展が期待される。

### 二 山梨中央銀行について

#### 1 山梨中央銀行の取り組み

そのような自然豊かな山梨で、山梨中央銀行は1874年6月に「興益社」をルーツとしてスタートした。地域の殖産興業の発展に取り組み、わが国で初めての貯蓄預金「興産金」の取扱いを開始するなど先進的な取り組みを実施してきた。約150年の時を経た今においても地域経済の持続的成長を願う思いは脈々と受け継がれている。

その思いを受け継ぎ、地域経

済の持続的成長の実現と当行自身の企業価値向上のために、「豊かな自然環境の維持と将来への継承」、「さまざまな連携強化と地域経済の活力向上」、「DXの実現と地域社会のデジタル化」など6つの取り組みむべきマテリアリティ（重要課題）を特定した。

また、様々な価値観をもった人材の活躍や登用を進めるべく、本中期経営計画の策定に合わせて、社会における当行の確固たるパーパス（存在意義）「山梨から豊かな未来をきりひらく」を明文化した。

マテリアリティの解決に向け、本中期経営計画では、変革



TOPIC

# 地域DXの現場から

## 2 DX推進を通じた地域経済エコシステムの実践

株式会社グッドウエイ代表取締役社長  
山梨中央銀行経営企画部 地域DX実践アドバイザー

藤野 宙志



### 一 はじめに

今の時代は、デジタル社会の到来による人々の行動や価値観の変化、社会と産業構造の急速な変化に適合すべく、ひと・組織・事業の変容（DX：デジタル・トランスフォーメーション）が求められる局面を迎えている。

そのようななか、山梨では地域社会と企業が抱える複雑化した現状と課題の本質を探り、ワクワクする豊かな地域の未来の姿を描き、DX推進の機運を高め、変革と実践を後押しする動きが広がっている。

### 二 山梨での活動とその背景

#### 1 地域経済エコシステム

2019年5月、私は財務省大臣官房地方課が公表した「地域の課題と財務局の役割」地域経済エコシステムと財務局（注）のなかで「地域経済エコシステム」という言葉と出会った。それは「ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関などの各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体等とも密接な関係をもちながら、多面的に連

携・共創してゆく関係」と定義されている。その図からは、都道府県・市町村を一つの地域経済と見立てると、地域を構成する事業者と県民市民による、その地域の特性を活かし奏でるオーケストラのようにも見える（図表1）。そう考えると、日本には47の個性と特色あるオーケストラ・都道府県が存在するが、それぞれが奏でるメロディーは地域の特徴や課題によって異なるものであり、その実態は地域社会のリアルな現場に触れることで初めて気づき、発見するものも多い。

#### 2 山梨県活性化プロジェクト

私が母の出身地である山梨県での活動を本格化することになったのは、2018年12月、財務省 関東財務局 甲府財務事務所が開催した「山梨活性化サロン」への参加がきっかけであった。「山梨活性化サロン」では、企業代表者・有識者、オプザーバー、財務事務所の関係者が一堂に会し、当時のテーマ「中部横断自動車道開通に伴う経済効果について」に関する意見が述べられた。それと同時に、山梨をこんなふうにしたい、こんなことをしたい、ここを改善したい等、それぞれの意見や思

# FATF第5次対日相互審査を 展望した法人等の透明性向上

広島銀行 リスク統括部 マネロン等金融犯罪対策統括室長  
公認不正検査士 (CFE)・システム監査技術者

山根 洋

2022年1月に法務省が実質的支配者リスト制度を開始し、日本の法人・法的取極めの透明性に向けた実質的支配者確認・管理の向上は第一歩を記した。しかしながら、本制度は今後予定されているFATF第5次対日相互審査を展望するとさらなる整備が求められている。法人の透明性向上に向けた取組みの方向性を考察するとともに、法的取極めの悪用事案について紹介していく。

## 一 事実であることを証明するものではないリスト

「記載されている内容が事実であることを証明するものでは

ない」——顧客から提出された商業登記所発行の「実質的支配者リストの写し」の一番下に小さく書いてある文字を読み、銀行の支店担当者は啞然とした。この書面は、暴力団フロント企業の疑いがある取引先から、やとと提出してもらったもの。全行を挙げて実施している継続的顧客管理にてリスクが高い法人について、本部から実質的支配者に該当する証拠として提出依頼を指示されたものであった。支店担当者は「事実であることを証明するものではない」書面が証拠として有効なのかを、本部担当者に問い合わせた。

答えは「実質的支配者の証拠といえるものは、日本では現状

それしかないのではやむを得ない」というものであった(図表1)。

## 二 実質的支配者リスト制度

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)によると、実質的支配者(BO: Beneficial Owner)とは、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接または間接に有していると認められる自然人等である。法人の実質的支配者を公的書面に記述し、証拠として金融機関等が利用することができる、実質的支配者リスト制度は2022年1月に法務省が開始した。法人の実質的支配者一覧を商業登記所が確認し「実質的支配者

リストの写し」とするものである。

「実質的支配者リストの写し」の交付は、株式会社が商業登記所に、当該株式会社が作成した「実質的支配者リスト」と株主名簿等の確認書類とともに交付の申出を行い、登記官が確認、実質的支配者リストを保管するとともに「実質的支配者リストの写し」を株式会社へ交付することによって行われる。このなかで、株式会社が申し出る際に提出する「実質的支配者リスト」と確認書類に虚偽の事項を記載したとしても、罰則の定めはない。そのまま、虚偽の書類間が整合的で登記官が確認をすると虚偽の事項の「実質的支配者リ

# 電子交換所設立に伴う規則の変更点のポイント

小沢・秋山法律事務所弁護士

稲田 康男

2022年11月4日、全国銀行協会は、電子交換所における交換決済を開始した。手形交換制度は、複数の金融機関が手形交換所において手形・小切手等の証券（以下、「手形」という）を呈示し、支払うべき手形を相互に交換し、互いに受け取るべき額と支払うべき額の差額を決済する制度であり、従来の手形交換所においては人手を介して手形の現物を搬送していたところ、電子交換所においてはイメージデータの送受信によって手形の交換を実施することとなる（注1）。

これに伴い、手形交換に関する

規律は、各地の手形交換所定める規則から、電子交換所1カ所の定める規則に変わる。そこで、本稿は、電子交換所規則（以下、「新規則」という）および同施行細則（以下、「新細則」という）につき、東京手形交換所規則（以下、「旧規則」という）および同施行細則（以下、「旧細則」という）からの主な変更点について述べる。なお、紙幅の都合上、特に重要と思われる点については、新旧の規則等の条項を掲載し、その他の点については、新旧の規則等の条項の引用にとどめる。

## 一 参加銀行

### 1 参加銀行の分類（図表1）

旧規則においては、交換所の事業に参加する者である「参加銀行」は、社員銀行、準社員銀行、客員、代理交換委託金融機関の4分類であったところ（旧規則3条各号）、新規則においては、加盟銀行（決済受託銀行を含む）、決済委託銀行、客員の3分類となっている（新規則2条1〜4号）。

第一に、社員銀行または準社員銀行という分類が消滅している。銀行以外の金融機関のうち

協同組織金融機関については、その系統中央機関が決済受託銀行を担うものとされた（新細則3条5項）。

第二に、代理交換委託金融機関という分類が廃止され、決済委託銀行という分類が追加されている。電子交換所においては、手形交換室に参加して手形の現物を交換する必要がないため、すべての参加銀行が手形交換に直接参加することとなり、手形交換を委託する代理交換制度は設けていない。一方、決済委託銀行として、加盟銀行に交換戻決済を委託することは認められている。



最終点検！

# 近時の金融行政における AML／CFT対策を読む

## 第1回

### 総論 ～マネロン等管理態勢の整備に向けたポイント～



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

吉森 大輔

よしもり・だいすけ●2013年弁護士登録、同年長尾敏成法律事務所入所。19年5月財務省関東財務局理財部金融証券検査官、20年4月金融庁総合政策局リスク分析総括課専門検査官および同局マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室室長補佐を併任。22年4月より現職。

2024年3月末まで、残すところ1年と少し。日々、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢（以下、「管理態勢」という）の高度化に取り組んでいる金融機関等にとって、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、本連載では「マネロングル」という）の対応完了期限である2024年3月末は、最終的なゴールではないものの、一つの通過点として、確実に対応すべき重要なポイントである。

本連載は、その2024年3月末に向けて、金融機関等において求められる対応について、金融庁の動向、2022年8月に改訂された「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問（以下、本連載では「FAQ」という）の改訂趣旨・内容、さらに、「マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（以下、本連載では「現状と課題」という）において指摘された事項等も踏まえつつ、対応のポイントおよび留意点を解説していく。

第1回となる本稿は、総論として、金融庁の動向、金融機関等が整備すべき管理態勢におけるポイントについて解説していく。第2回以降、具体的に求められる項目（リスクの特定・評価、顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出等）について触れていきたい。

なお、本稿における提案や意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、筆者が所属する所属した組織や団体等の見解を示すものではないことをお断りする。

一 **FATF審査結果を受けた金融庁の動向**

金融庁は、FATF第4次対日相互審査（以下、「FATF審査」という）の結果を受け、そのフォローアップおよび第5次審査を見据え、金融機関に求められる対応事項を明確化する一方、その対応期限を設定し、検査・監督を強化する取組みを一貫して実施している。